

2018年6月12日 策定

2021年4月20日 一部改定

立命館アジア太平洋大学 内部質保証方針

1. 内部質保証に関する基本的な考え方

- (1) 本学の開学理念を具現化し、社会的使命を達成するために、教育研究をはじめとする大学の多様な活動について、自ら点検・評価を行う。またその結果を元に、組織的で恒常的な質の改善を推進する。
- (2) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は大学評議会とする。
- (3) 全学的観点からの教育および研究、組織および運営ならびに施設および設備に関わる事項の点検・評価を実施するために、自己点検・評価委員会を置く。また、自己点検・評価の機能的有効性を強化するために、自己点検・評価委員会のもとに幹事会を置く。
- (4) 自己点検・評価活動の検証を行うため、学長の諮問機関として大学評価委員会を置く。
- (5) 自己点検・評価を行った内容について、社会に公表する。

2. 推進体制

以下の過程を通じて、大学全体の内部質保証の推進を行う。

- (1) 大学評議会は、自己点検・評価のもととなる、各部・学部・研究科(以下「各組織」という。)の行動計画や到達目標を、各組織からの提案を踏まえて決定する。
- (2) 自己点検・評価委員会は、点検・評価の結果を、大学評議会及び学長に報告する。大学評議会及び学長は、その結果を踏まえ、各組織の長に対して、改善・向上の実施を求める。
- (3) 各組織の長は、当該組織に関する事項の自己点検・評価とその結果に基づく改善活動に責任を持ち、適切に実施する。各組織の長は、改善計画の履行状況について、自己点検・評価委員会へ報告する。
- (4) 大学評価委員会は、学長の諮問を受け、大学の活動に関する評価を行い、その結果を学長に報告する。学長は、報告結果に基づき、各組織の長に対して、改善・向上の実施を求める。各組織の長は、改善の実施を求められた事項について、改善計画および改善結果について自己点検・評価委員会に報告する。

3. 計画・検証・改善の行動指針

- (1) 大学の開学宣言、及び大学の中長期計画を、計画・検証・改善の方向性を示す行動指針とする。また、各組織は、年度計画を作成し、1年単位での計画・検証・改善を行う行動指針とする。
- (2) 計画・検証・改善を適切にかつ組織的に行うため、学生実態等に関する情報を把握し、内部質保証の推進に役立てる。また、情報を把握するためのツールの有効性・適切性についても、同じく検証・改善を進める。

以上